

平成27年8月20日

## 第2回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第2回指宿市農業委員会会議録

- 1 平成27年8月20日(木) 午後3時30分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 1 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて

議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定  
について (所有権移転分)  
(利用権設定分)

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・~~除外~~・編  
入）申出の意見決定について

議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について

議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び  
に許可及び諮問決定について

議案第6号 農用地あっせん申し出について

その他

1 出席委員

1 番 委員	2 番 委員	3 番 委員
4 番 委員	5 番 委員	6 番 委員
7 番 委員	8 番 委員	9 番 委員
10 番 委員	11 番 委員	12 番 委員
13 番 委員	14 番 委員	15 番 委員
16 番 委員	17 番 委員	18 番 委員
19 番 委員	20 番 委員	21 番 委員
22 番 委員	23 番 委員	24 番 委員
25 番 委員	26 番 委員	27 番 委員
28 番 委員	29 番 委員	30 番 委員
31 番 委員	32 番 委員	

1 欠席委員

なし

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長  
農地係長  
主幹兼振興係長  
農地係主査  
農地係主査  
振興係主査

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局農地係長

1 開会 午後3時30分

事務局	<p>全員ご起立願います。          一同礼。          指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。          (唱和)          ご着席ください。</p>
議長	<p>ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第2回指宿市農業委員会を開会いたします。          本日の議事録署名委員に「2番委員」と「5番委員」を指名いたします。          早速議題に入ります。          「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>議案書の1ページになります。          報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを、説明します。          (番号1番を議案書どおり読み上げ説明)          以下3筆は、お示しのとおりですのでお目通しください。          報告を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについて」を議題といたします。          事務局に説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>報告第2号 農用地あっせん申し出の取下げについてを説明いたします。          議案書の3ページをお開きください。          (番号1番及び2番を議案書どおり読み上げ説明)          以上報告いたします。</p>
議長	<p>ただいまの、事務局の説明のとおりであります。          次に、「議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について」のうち、まず、所有権移転分を議題といたします。          事務局に議案の説明を求めます。</p>
事務局	はい、議長。

議長  
事務局 はい、事務局。  
4ページをお開きください。  
今月の農用地利用集積計画の承認についての所有権移転分は、1議案5件  
です。  
(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)  
番号2から5については、お目通しください。  
今回の移転分は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18  
条第3項の各要件を満たしていると思われます。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。  
議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から5番についてご  
審議願ひます。  
ご質疑、ご意見等はございませぬか。  
委員 「なし」の声あり。  
議長 議案第1号のうち、所有権移転分の1番から5番については、原案のと  
おり承認することにご異議ございませぬか。  
委員 「異議なし」の声あり。  
議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番から5番については、  
原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、議案第1号のうち、利用権設定分を議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。  
事務局 はい、議長。  
議長 はい、事務局。  
事務局 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用  
権設定分でございます。  
議案書の6ページから13ページになります。  
今月の「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定につ  
いての利用権設定分は、1議案24件です。内訳は、新規の利用権設定が  
21件、再設定が3件、合計の面積は59,455㎡となっています。  
以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3  
項の各要件を満たしていると考えます。以上です。  
議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から6番については、  
新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行って  
おりますので、担当委員の説明を求めます。

1 4 番委員

1 番については、1 4 番委員にお願いします。

はい。

番号1 につきましては、私と1 1 番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回、利用権の設定をし、3, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、宮崎で会社務めをしていましたが、今年の6 月退職し、7 月から母親の出身である新西方の伯父さんといっしょに、農作業に従事しています。

オクラ3 0 a、スナップエンドウ2 0 a の栽培を計画し、目標販売高約4 3 0 万円程度を目指しています。農機具については伯父さんのものを使用するそうです。また、青年就農給付金の申請を予定しているそうです。

なお、営農計画書を資料の1 ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

2 番から5 番については、3 2 番委員にお願いします。

3 2 番委員

はい。

番号2 番から5 番につきましては、私と9 番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、1 年前から、父の手伝いで農作業に従事しております。

今回、独立して経営していくということで、利用権の設定をし、3, 0 0 0 m<sup>2</sup>を超えることから、新規就農者になりましたので報告いたします。

申請地を取得した後は、オクラ1 8 a、スナップエンドウ1 6 a の栽培を計画し、目標販売高約3 0 0 万円を目指しています。

農機具等については親から借り受ける予定で、労力については、親の手伝いを貰いながら経営していくとのことでした。

なお、営農計画書を資料の2 ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長

6 番については、1 2 番委員にお願いします。

1 2 番委員

はい。

番号6 番につきましては、私と6 番委員とで調査をいたしました。

貸人、借人、土地の所在地、地目、面積、貸借期間等については議案にお示しのとおりです。

申請人は、今回父親が経営移譲年金を受給するために、利用権の設定をし、3,000㎡を超えることから、新規就農者になりましたので、報告いたします。

申請人は、鹿児島市内で水道の下請け工事をしていましたが、3年前から両親と一緒に種鶏場を経営し、米15a、青果用さつまいも58aを耕作しており、目標年間販売高約200万円を計画しています。

毎日、種鶏卵を出荷した後、畑作をしているとのこと。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照してください。以上です。

議長 ただいまの、説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の1番から6番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番から6番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から24番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

29番委員 はい、議長。

議長 はい、29番委員。

29番委員 8番の賃借料ですけども、ほかのものに比べて非常に高いようですが、理由は何でしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 これについては、面積に関係なしに、この〇〇さんという方で、農地を貸す方も、〇〇さんでございます。4筆ありますけれども、面積に関係なく15,000円で賃貸借を結んでおります。以上です。

よろしいでしょうか。

議長 ほかにございませんか。

29番委員 はい、議長。

議長 はい、29番委員。

29番委員 それからもう1点、事務局にお尋ねいたします。

この賃借料にあげてある分と、全然書いていない分とありますが、これはどういうことですか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 賃借を結んでいる所は、10a 当たり、いくらと載っていると思いますけれども、使用貸借については、小作料は発生しませんので値段は書いてございません。

29番委員 載っていないのは、使用貸借ということですか。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 ほかにございませんか。

30番委員 はい、議長。

議長 はい、30番委員。

30番委員 21番から25番までの、この会社の内容を教えてください。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 これについては、今現在、鹿児島市に住居を構えているんですけども、平成24年に鹿児島市で就農されまして、作物はトマト一本だそうです。平成25年ごろ指宿に来られまして、今回申請地を利用権設定するのですけれども、既に借りて、ここでトマトを作っているそうです。

設立日は、平成27年7月14日に指宿市開聞十町1405番地を本店として登記をされているんですけども、農作業の方は、2年くらい前から申請地を借り受けて、トマトを作っているということでございます。以上です。

議長 よろしいでしょうか。30番委員さん。

委員 ほかにございませんか。

議長 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち、利用権設定分の7番から24番については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の7番から24番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について」を議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告をお願いします。

12番委員	はい、議長。
議長	はい、12番委員。
小委員長	これにつきまして、8月10日の転用調査時に、12番、15番、16番委員と、事務局3名の計6名で、現地聞き取り調査を行いましたので報告いたします。 申請に基づき、1番から11番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれも意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から4番は売買、5番から11番は贈与による申請でございます。 5番及び11番は甥への贈与で、6番及び9番は知人への贈与、7番は妹への贈与、8番は弟への贈与、10番は親戚への贈与でございます。 申請地は面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われまます。 以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 なお、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の4ページから38ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。 以上で、調査報告を終わります。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第2号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番委員。
5番委員	3番の譲受人が96歳で、譲渡人が79歳ですが、96歳になって規模拡大するのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい。事務局。
事務局	この3番は、申請書を受け取った時から気になっていたのですが、申請書を持ってこられたのが行政書士さんで、息子さんではだめなんですかと話をしたんですけど、お父さんでお願いしますということで、転用調査時に息子さんの方に聞き取り調査を行いましたら、もと、この土地は譲受人の実の弟の土地で、今は、その弟の奥さんの名義になっていて、それをお兄さんが買い戻して、その後、息子さん達に相続させたいということで依頼がありまして、事情を確認したうえで、小委員会と事務局は、やむを得

ないなということで受けたところでした。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

5番委員 はい、分かりました。

20番委員 はい、議長。

議長 はい、20番委員。

20番委員 休憩をお願いいたします。

議長 暫時休憩といたします。

(休憩)

休憩前に引続き、審議を再開いたします。

今後、3番のような特別な事案が出てきた時は、小委員長か事務局の方で説明していただくということで、そのようにお願いしたいと思います。

議案第2号について、ほかにご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)申し出の意見決定について」を、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査報告を求めます。

12番委員 はい、議長。

議長 はい、12番委員。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

議案第3号につきましては、用途区分変更1件でございます。

番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目は議案にお示しのとおりです。目的は、農業用倉庫の建設です。

資料の39ページをご覧ください。

申請地は、上手公民館から北西へ370m行った所の農用地区域内農地で、東、西、北は畑、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、不許可の例外である「農業振興地域整備計画指定用途」に該当します。

土地の所有者は、〇〇さんで、事業計画者は、〇〇さんです。

議長

代替地についても何箇所か検討しており、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。以上、報告いたします。

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査結果の報告を求めます。

12番委員  
議長  
小委員長

はい、議長。

はい、12番委員。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は農家住宅の建設です。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域に近接する区域内の農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当いたします。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、下里公民館から南東へ550m行った所の農地で、東は宅地、西及び南は市道、北は畑に接しています。

申請人は、現在借家住まいのため自己の所有する申請地に農家住宅を建設しようとするものです。

境界にはブロックを積み、建物の高さを加減するなど、周囲の農地へも配慮して建築することから、営農への影響は軽微なものと判断いたします。

なお、本申請地は、国立公園第2種特別地域内にありますが、自然公園法第20条第3項の規定による特別地域内の行為の許可も受けており、その他の一般基準上の問題も特に認められませんでした。

議長

以上報告いたしますが、皆様のご審議をお願いいたします。  
現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。  
それでは、議案第4号について、ご審議願います。  
ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。  
議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について」を議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっていますので、現地調査の報告を求めます。

12番委員  
議長

はい、議長。

はい、12番委員。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、その報告をいたします。

まず番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、都市計画法第8条第1項第1号に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、湯之里公民館から北西へ150m行った所の農地で、東は市道、西は畑、南と北は雑種地に接しています。

申請者は〇〇新聞社で、現在の支局を引き上げて、申請地に移転するものです。

土地の形状については、10～20cm盛土をし、周囲によう壁を設置する予定です。建物の高さを加減し、周辺の土地への土砂、雨水の流出のないよう施工するため営農への影響は軽微なものと判断いたします。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、一般住宅です。

農地区分・許可事項については、10ha以上の広がりのある農地であ

ることから、第1種農地に該当いたしますが、申請地から50m以内に3戸以上の住宅があることから、不許可の例外である集落接続施設に該当いたします。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、徳光公民館から南西へ700m行った所の農地で、東は通路、西は畑及び鉱泉地、南は市道、北は畑に接しています。

申請者は、現在、両親と同居していますが、父から土地を譲り受け、自己の居住する住宅を建築するものです。

土地の形状については現状で、よう壁や防護柵を設け、また、隣接農地との間には2m以上の緩衝地を設ける等の配慮をしていることから、隣接農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は通路です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の43ページをご覧ください。

申請地は、十町西部地区多目的集会施設から北へ25m行った所の農地で、東は雑種地、西は宅地、南は畑、北は国道に接しています。

申請者は、玄関の前が狭いため、隣接地を譲り受け、通路として使用する計画です。

土地の形状については現状で、境界ブロック設置済みです。

建築物は設置しないため南側農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、太陽光発電施設です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の44ページをお開きください。

申請地は、池崎集会施設から南東へ250m行った所の農地で、東は県道、西は宅地、南、北は畑に接しています。

申請地の所有者である義父が高齢（89歳）のため耕作できないことから、息子の嫁がパネル188枚、約49キロワットの太陽光発電施設を設置するものです。

土地の形状については、1mの切土及び0.5mの盛土を行う予定で、隣接地との境界には防護柵を設けるなどすることから、周囲の農地への影

響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、駐車場です。

農地区分・許可事項については、いずれの農地にも該当しないことから、第2種農地のその他の農地に該当いたします。

資料の45ページをお開きください。

申請地は、田之畑営農研修センターから東へ250m行った所の農地で、東は畑、西は道路、南は水路、北は畑に接しています。

申請人は、隣接地で保育園を運営していますが、現在敷地内に駐車場があり、子供の安全のため、申請地を駐車場として利用する計画です。

土地の形状については、現状で、北側にはブロックを設置し、周囲の農地への影響は軽微なものと判断いたします。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおりですが、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第6号 農用地あっせん申し出について」を議題といたします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

21ページをお開きください。

今月の農用地あっせん申し出のうち、売渡9件、貸付は1件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

なお、見取り図及び地籍図につきましては、資料の46ページから49ページに添付してありますので、ご参照ください。

番号2から10につきましては、お目通しください。

また、見取り図及び地籍図につきましては、資料の50ページから71ページとなりますので、ご参照ください。

次に農用地あっせん申し出のうち、買受、借受をご説明いたします。

25ページをお開きください。件数は7件です。

(番号1番を議案書どおり読み上げ説明)

番号2から7につきましては、お目通しください。

番号5番につきましては、現在、農業大学校で研修中であるため、南さつま市に住所を置いておりますが、農地が見つかり次第、山川地域に移住し、ソラマメやオクラを基幹作物として、農業を始めたいということでありませ

す。  
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見等はございませんか。

2番委員

はい、ちょっといいですか。

議長

はい、2番委員。

2番委員

7番の、売渡の持分1/4の分ですが、これは外の方の同意が必要なので、そこのところをお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

ただ今、2番委員さんから質問があった件については、今年度の4月議案で、持分3/4、兄弟の〇〇さん分の議案が承認をされております。

〇〇さんから、譲受人、〇〇さんへの所有権移転ということで4月に承認をいただいている訳なんですけど、この件に関しましては、2番委員さんが、1/4所有の〇〇さんとお会いされて、当事者から同意を得ての今回の申し出ということで、確認をさせていただいております。

2番委員

分かりました。

議長

ほかにごございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申し出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

売渡、貸付の

番号1は32番と 9番委員。 番号 2は32番と14番委員。

番号3は32番と 9番委員。 番号 4は 1番と 8番委員。

番号5は12番と29番委員。 番号 6は12番と28番委員。

番号7は22番と7番委員。番号8は2番と22番委員。  
番号9は30番と24番委員。番号10は7番と22番委員。  
買受、借受の、  
番号1は8番と9番委員。番号2は1番と8番委員。  
番号3は31番と3番委員。  
番号4は山川地域13番と23番委員。開聞地域30番と24番委員。  
番号5は山川地域10番と25番委員。開聞地域15番と22番委員。  
番号6は山川地域18番と20番委員。開聞地域14番と11番委員。  
番号7は30番と24番委員。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

2番委員 はい、議長。

議長 はい、2番委員。

2番委員 売渡、貸付の9番ですけれども、相談を受けているものですから、変わっていただきたいと思います。

議長 ということは、2番と24番ということでよろしいでしょうか。

30番委員 30番委員、よろしいでしょうか。

議長 はい。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 ただいま、事務局案が発表されました。それぞれ各委員はよろしいでしょうか。

委員 (各委員了解あり)

議長 議案第6号は、原案のとおり承認することとし、あつせん委員は事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで全て終了いたしました。

ほかにございませんか。

15番委員 はい、議長。

議長 15番委員。

15番委員 本日の新規就農者は何名ですかね、新規就農した方に対して、全国農業新聞の購読のすすめはどうかと思ひまして、開聞地域で話が出たものですから、納得していただいて、購読をしていただくということで、ここで皆さんに諮っていただけたらと思います。

議長 大変ありがたい発言をしていただきました。

新規就農者にあたっていただく時は、まず農業新聞ですね、全国農業新聞は、いろんな情報が載っていますので、最初は新聞購読、それから落ち

着いたら農業者年金というふうには、当然農業委員として取り組まなければならないことですので、有難いご意見をいただきましたが、この件につきまして、何か皆様方から、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

ありがとうございます。こういう新規就農者あるいは、あっせん等あった場合は、そういう話をされて、少しでも成績を上げていただくよう、御協力をよろしくお願いいたします。

ほかにご覧いませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

ほかになれば、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局  
議長  
事務局

はい、議長。

はい、事務局。

その他（議案26ページを参照して説明）

1. 8月の行事報告
2. 9月の行事予定
3. その他

配布物 農業委員会名簿，農業委員会電話連絡網，農地転用調査当番表，  
農業委員担当地区一覧

農地パトロールについて

お手元の、農地パトロールのお願いというのをご覧ください。これに基づいて説明いたします。

例年、農業委員の皆様には、農地パトロールの一環として、耕作放棄地の現地確認調査をしていただいております。本年もどうぞよろしくお願いいたします。集計に時間を要することや、調査後、所有者へ意向調査等の関係から今回は8月から9月にかけて、お願いをさせていただきます。

お手元の調査図面のほか耕作放棄地の確認の図面が入っております。

2名で調査する図面については、担当地区割表の左側に掲載してある委員の上に置いてあります。地区割りについては、オレンジのペンで色付けしてあるのが担当地区になります。

図面につきましては今年の5月の、指宿市技連会の方で、春夏の作付け調査を行って、そこで緑・黄・赤、青の色付けをしております。そこが耕作放棄地ではないかという所でございます。

委員の皆さんにはその色付けの判定が正しいかどうか、確認していただきたいと、例えば、緑色となっている所が、実際は黄色ではないかとか、そのとおりという所は赤ペンで図面に、OKとか分かるように記入してくだ

さい。

色塗りが正しくないと判定された場合は、図面の方に記入をしてください。放棄地ではなく、そこに作物が植えてある場合は、赤ペンで作物名を記入ください。実績報告書の方に実際行って調査していただいたものを記入ください。

耕作放棄地の区分の説明をいたします。色分けは全部で4つございます。耕作放棄地の程度が一番軽いのが緑色となります。

緑は、人力や農業用機械で草払いをすれば、すぐ耕作可能な農地となっております。再生可能な農地です。

黄色につきましては、草刈り等ではすぐ耕作できなくて、重機とかで再生することが可能な農地です。

次に一番荒れているのが赤判定です。赤につきましては森林、原野化して、これらと接しており、重機を入れて直しても再生して利用することが出来ないとされる農地です。

最後に青色ですが、青判定については今回が初めてとなります。

青色については、耕作はしているけれども、管理が行き届いておらずに、今後、耕作放棄地になりそうな農地のことです。例えば、観葉植物を昔植えていて、後は、植えっ放しになっているような所です。

委員の皆様に戻っていただいた集計を基に、市内の耕作放棄地の集計を行います。鹿児島県の方にそれを上げます。

緑、黄色、青色の農地は、再生することが可能ということで、国庫補助事業の耕作放棄地再生事業の1/2補助が出る事業の対象になります。

赤判定は、その事業も対象外となりますので注意をしてください。

また、赤判定は、農地中間管理事業への貸出しも不能となります。

緑、黄色、青色の農地の所有者には、今後その農地をどのように扱うかの利用状況調査を実施いたします。

調査期間は9月18日までということでさせていただきます。

委員の皆様には、大変ご多忙で、暑さも厳しい時期はございますが、どうかよろしく願いいたします。次回の農業委員会まで提出をお願いいたします。

費用弁償が発生しますので、委員活動日誌への記入をお願いします。

今回は、調査に役立つ画板や事務用品を先に配布させていただきました。ご活用してください。画板については、調査後は返していただけたらと思います。以上で終わります。調査方よろしく願いいたします。

ただ今の8月の行事報告と9月の行事予定と、その他として連絡網とパトロールの件、この4件に対しご質問等はございませんか。

議長

26番委員 はい、議長。

議長 はい、26番委員。

26番委員 地区割りは、自分の担当地区だったら比較的分かりますが、私の場合は、いったいどこかと言うような感じなんです。池田だったら分かるんですが、調査場所がよく分からないので、どういった選定基準かということですよ。

議長 池田地区は、委員さんが多いですので、そういう形が出てくると思いますけれども、そこは時間を掛けて、32番委員や近い方がいらっしゃいますので。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 すみません。事務局の方で航空写真を打ち出せますので、場所が分からない時は、また言っていただけたらと思います。

8番委員 はい、議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 そこの地域の方に、いっしょに行こうやとかで、池田の委員さんも垂門地区はこう言う状態なんだというのが分かりますから。

議長 32番委員さん、そこら辺をうまくリードしてください。

29番委員 はい、議長。

議長 はい、29番委員。

29番委員 それから、もう1点、重機の場合1/2補助と言いましたが、それは面積はいくらでもいいのですか。

事務局 面積は、いくらでも関係ないです。

29番委員 面積に関係なくと言われましたが、もとは金額の関係があったと思うんです。面積が広ければ金額も上がると思うんですよ。

事務局 すみません、県の担当の方に確認させていただきます。

32番委員 はい、議長。

議長 はい、32番委員。

32番委員 前はリストがあったのですが、地番を書いたものでしたが。

事務局 この報告書に落としていただいて記入してください。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 私の方から、7月24日に県の通常総会というのがありまして、その場で、新聞等でご存知の方もいると思いますが、昭和26年に始まり、昭和29年から会長制度が始まったのですが、第10代の会長ということでまた務めることになりました。これからも皆さんの御指導を仰ぎながら頑張

っていきますが、一応、まだ、参議院の方で法案審議が行われております。8月5日、6日に東京の方で会がありまして、その審議内容等の説明だったのですが、法案審議がいろいろありまして、農業委員会改革法案というのが、ずっと先延ばしになっているのが現状です。18日も委員会があったのですが、それ以降、本会議に採択される状態になっておりません。そこら辺は、全国農業新聞等でご存知だろうかと思っておりますけれども、いずれにしても、3月31日で今の制度自体は終わって、4月1日から新制度へ移行する訳ですけれども、3月31日までは、そのままいくということで、ご報告申し上げます。

中央の方に、毎月のように行って来る訳ですが、なかなか、法案審議が延び延びになって、審議の曜日は指定されておまして、それ以外は審議しないことになっているようでして、農協、農業委員会関連法案などは、先送りされているようです。もう、ちゃんといろいろ出来上がっておりますので、法案は今の国会情勢からすれば、そのまま通過するであろうと思っております。その暁には、県の農業会議の方も一般社団法人ということで衣替えします。仕事内容は変わりませんが、そういうふうに変わっていきます。以上、報告しておきます。

ほかに、事務局から何かありますか。

事務局長  
議長  
事務局長

はい、議長。

はい、事務局。

事務局からお願いなんですけど、教育の一環として、小・中学生が、体験学習ということで、農業の体験をする事業があるみたいで、1人の委員の方から、教育委員会から要請があった場合は、地元の農業委員の方も参加していただくようお願いがありました。以上です。

議長

補足しますが、もし、学校等からそういう要請がありましたら、校区の委員さんが出向いて、30分でしょうか、1時間でしょうか、農業とはこんなものだという形で、小・中学校、山川高校もそうですが、農業に関心を持ってもらって、農業を盛り上げていくというか、小学校もぜひ取り組んでいきたいと言うふうに、耳に入ってきております。その節は、皆さん方の御協力のほどお願い申し上げます。

ほかにございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

ないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全部終了いたしました。

事務局

これもちまして、第2回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後 4時45分)

指宿市農業委員会会長

議事録署名委員 2番委員

議事録署名委員 5番委員